

高知市 Net119 緊急通報システム利用規約

高知市 Net119 緊急通報システム（以下「Net119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限りお申し込みください。

1 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による 119 番通報が困難な方で、高知市内に在住、在勤又は在学している方です。音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。
- (2) Net119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種種のスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンでは、Net119 が利用できない場合があります。
- (4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能なスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンが必要となります。
- (5) 消防が通報を受信した場合、救急隊や消防隊が向かう場所が特定できないと対応ができなくなりますので、通報時は GPS 機能を ON に設定してください。通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをお勧めします。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、「net119.speecan.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。設定の変更方法については、契約電話会社へお問い合わせください。
- (7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問合せ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

2 利用者登録

- (1) 複数のスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンをご利用の場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防本部（以下「消防本部」という。）が迅速に対応するための情報として次の登録が必要になります。
 - ア 氏名（フリガナ）
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所
 - オ メールアドレス
 - カ 電話番号
- (3) 通報時に体調不良等の理由により、詳細な通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を任意登録でき

ます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保する上で重要な情報となりますので、登録することをおすすめします。

ア FAX 番号

イ よく行く場所

ウ 緊急連絡先氏名（フリガナ）

エ 緊急連絡先続柄

オ 緊急連絡先電話番号、FAX 番号又はメールアドレス

- (4) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。御家族などの問い合わせに御対応いただける方の登録をおすすめします。

緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。手続き方法については、「問合せ先」まで御連絡ください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

3 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、Net119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外での使用はしません。
- (2) 高知県以外から通報した場合、その場所を管轄する消防本部が Net119 を導入している場合は、通報場所管轄消防本部に通報されますが、Net119 を導入していない消防本部（以下「未導入本部」という。）管内で通報した場合は、高知市消防局（以下「消防局」という。）に通報が入り、消防局から未導入本部に連絡するため時間が掛かることがあります。その際、登録いただいた利用者情報も含めて未導入本部へ提供します。
- (3) 消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) Net119 の事業者に変更があった場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者から個人情報を消去します。

4 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報が消防本部に送られます。GPS 測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開

始されますので、詳しい状況を入力してください。

- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールを受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

Net119 は無料で御利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 システムが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者及びプロバイダ事業者による工事及びメンテナンス時、並びに通信電波の混雑状況及び携帯電話のネットワーク域の状況によっては使用できない場合があります。
- (2) システムの工事やメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

7 利用者の責任

利用者は、自己責任でNet119を利用するものとします。システムの利用に必要な機器の準備と通信料の負担は利用者の責任で行うものとします。消防局は、Net119を慎重に管理しますが、利用者がNet119の利用に際して行った一切の行為とその結果に、何ら責任を負わないものとします。なお、利用者にとこの行為で被った損害があるときも、その損害の原因が消防局にある場合を除き同様とします。

8 免責事項

- (1) Net119に係る情報が利用者又は第三者の権利を侵害し、若しくはこの権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その損害と紛争に消防局は何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機の環境又は通信環境などその他の理由でNet119が正常に利用できない場合がありますが、このことで利用者にと生じた損害に消防局は何らの責任も負わないものとします。
- (3) Net119を利用者の端末機に登録するに当たって、利用者の端末機がコンピューターウイルスなどに感染し、利用者にと損害が生じた場合であっても、消防局は何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災・事変などの非常事態のためNet119が正常に利用できない場合、消防局は何らの責任も負わないものとします。

9 規約改正

消防局は、本規約を随時改定することができるものとします。消防局は本規約を改定した場

合、その都度改訂後の本規約を高知市ホームページ内に掲示することで利用者に告知したものと
し、改定後の本規約はこの掲示の時点で効力を生じるものとします。

10 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことをおすすめします。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、消防本部に接続されることはありませんので、御心配なく御活用ください。
- (2) 利用するスマートフォン、タブレット及びフィーチャーフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止又は登録の削除が行われることがあります。

11 問合せ先

高知市消防局 総合指令課

電話番号：088-871-7503

F A X：088-871-7518

メールアドレス：kc-190400@city.kochi.lg.jp